

閻錫山政權の財政整理事業

—一九三〇年代中国における軍閥地方割拠についての一考察—

はじめに

一九三四—三六年時期、中国各省では田賦附加税軽減と苛捐雜税廃止とを二本柱として財政整理事業が行なわれた。本稿では、山西・綏遠（以下、晋綏）両省における同事業の経過について検討する。財政整理事業の中国全体に関する動向については、当時の財政部長孔祥熙が次のように述べている。「昨年（一九三四年）五月の第二次全国財政会議において苛捐雜税の範圍並に地租附加税軽減の標準が決められ、その実施方につきすでに政府の発令を見たるところ、同年七月一日より一二月末に至

内 田 知 行

る間においてこれを実行せるものは江蘇・浙江・安徽・河北・山東・河南・山西・察哈爾・綏遠・湖北・湖南・江西・福建・広東・広西・広西・雲南・貴州・寧夏・甘肅・青海・北平・威海衛等二三省市にわたり、その種類は三六〇〇余种、その金額は年額二八八九万余元に達せり。その後引続き本年八月末までに江蘇・浙江・安徽・河北・河南・山西・綏遠・福建・広東・貴州・寧夏・甘肅・察哈爾・陝西・青海・北平・威海衛等の省市において実行せられたもの計一六〇〇余种、その金額二〇一四万元に上れり。即ち昨年七月より本年八月に至る一年二カ月の間に廃止せられたる苛捐雜税並に軽減せられたる

地租附加税は合計五〇〇〇余種、税額年四九〇〇〇余万円の巨額に達せり⁽¹⁾。以上のように、財政整理事業は中央政府のリーダーシップの下、各省地方政府の協力を得て展開された大事業であった。

財政整理事業の経過は民国期経済史研究の遅れと相俟ってほとんど考察されていない。しかし、これは興味深いテーマのひとつではないかと思う。なぜならば、制度改革にかかわる当時の省地方権力のありようが、徴税という政治権力の維持に最も緊密に関係する行為の側面から吟味されることになるはずだからである。

本来ならば財政整理事業の検討は領域を晋綏両省にかぎることなく、中国全体を見通して行なわれなければならない。しかし、それは目下の筆者の力量や問題意識をはるかに超えるものとなる。筆者は「一九三〇年代における閻錫山政権の財政政策」(『アジア経済』、二五巻七号、一九八四年七月刊、アジア経済研究所、掲載予定)と題する論説の発表を予定している。本稿はこの継続作業として対象領域を晋綏両省に限定する。従って、筆者の視角はきわめて個別的、特殊である。前記拙稿では、閻錫山政権の財政問題を静態的、巨視的にみた。そのた

めに財政の要たる徴税の現実がいかなる問題をはらみ、それがいかに克服されたか(あるいは未解決で残されたか)という点については必ずしも十分には議論できなかつた。また前記拙稿では、晋綏政権の地方割拠支配の動搖を共産軍「東征」と綏遠抗戦とを主因とする外からの衝撃との脈絡で論じた。この観点を強調すると一種の外因論的解釈に陥る恐れがあるであろう。筆者はむしろ、閻錫山政権のかかえる内的な弱さが外因を契機として露呈されたという解釈を採りたい。その内的な弱さ、換言すれば危機の状況に直面した晋綏政権におけるその問題解決能力の如何を明らかにすべきではないかと思う。そのために着眼すべき論点はいくつもあるであろう。本稿では財政整理事業への取組みという側面から如上の問題を考えてみたい。

以上、本稿の課題および意図を述べた。

一 田賦・苛捐雜税徴収の概況

晋綏両省における財政整理事業が直面した現実についてまず略述したい。

(1) 田賦徴収概況

表1 山西省田賦概況——民国22(1933)年度——

〔単位：元〕

地区名	田賦正税	田賦附加税		合計	
		省附加	県附加		
省全体	5,983,651 (70.0)	1,434,944 (16.8)	1,129,483 (13.2)	8,548,078 (100.0)	
田賦正税徴収額の多い八県	永済	177,063 (74.1)	42,388 (17.7)	19,459 (8.2)	238,910 (100.0)
	平遙	145,796 (56.1)	36,388 (14.0)	77,762 (29.9)	259,946 (100.0)
	汾陽	135,848 (73.7)	33,942 (18.4)	14,442 (7.9)	184,232 (100.0)
	榆次	131,643 (78.2)	30,276 (18.0)	6,348 (3.8)	168,267 (100.0)
	文水	130,719 (69.4)	30,868 (16.4)	26,755 (14.2)	188,342 (100.0)
	安邑	128,798 (72.6)	31,926 (18.0)	16,714 (9.4)	177,438 (100.0)
	長治	128,250 (76.1)	31,070 (18.5)	9,243 (5.4)	168,563 (100.0)
	陽曲	125,120 (78.0)	29,646 (18.5)	5,500 (3.5)	160,266 (100.0)

(出所) 財政部財政年鑑編纂処編『財政年鑑』, 商務印書館, 1935年, 2088—2093頁。

(備考) () 内は百分率。

は部分的な整理が行なわれたにすぎず、民国期に入ってもその構造はほとんど変化がなかった。省内各県の田賦はきわめて複雑であり、①地丁、②米豆、③租課の三種からなっていた。清末では田賦総額は省全体で銀二九三万六七五四兩前後、うるう年ではさらに銀二九二〇兩増徴された。民国初(一九一二)年の改革により田賦は銀元に換算して徴収されるようになり、換算比率は民国三年に改訂された。民国二二(一九三三)年度(と思われる)の田賦正税徴収額は、④地丁・五六七万五三七三元、⑤米豆・二八万七八八一元、⑥租課・二万〇三九九元、合計五九八万三六五三元であった。

田賦徴収においては、省附加・県附加が同

時徴収された。表1によれば、民国二二年度、省全体で省・県附加は二五六万四四二七元、正附税合計の三割を占めた。正税徴収規模の大きい八県についてみると、

田賦は旧中国では長いあいだ国税の大宗であったが、一九二七年七月、南京の国民政府が公布した「国家收入地方收入区分暫行標準案」により以後地方税の項目として確定された。山西省の田賦は明代の洪武年間に大きな整理が行なわれたという。しかし、清代二六〇余年の間

正附税合計に占める附加税の比率は、最高が平遙県の四三・九パーセント、最低が榆次県の二一・八パーセント

表2 綏遠省田賦概況——民国22(1933)年度——

[単位:元]

地区名	田賦正税	田賦附加税	合計	田賦正税 実徴額
省全体	560,412 (39.5)	859,643 (60.5)	1,420,055 (100.0)	368,117 〔65.7〕
田賦正税徴収額の多い六県	豊鎮	124,793 (62.3)	200,164 (100.0)	84,725 〔67.9〕
	涼城	75,247 (54.6)	137,847 (100.0)	51,801 〔68.9〕
	興和	60,172 (47.3)	127,172 (100.0)	36,644 〔60.8〕
	武川	55,561 (30.0)	129,715 (70.0)	42,279 〔76.1〕
	薩拉齊	35,386 (33.3)	71,003 (66.7)	19,259 〔54.5〕
	集寧	35,159 (43.3)	46,000 (56.7)	81,159 (100.0)

(出所) 財政部財政年鑑編纂処編『財政年鑑』, 商務印書館, 1935年2113—2114頁。

(備考) () 内は百分率。〔 〕 内は正税名目徴収額に対する実徴額の百分率。

であった。正税に対する附加税の比率を表1からみると、省全体では約四三パーセント、平遥県では約七八パーセント、榆次県では約二八パーセントであった。ところで、当時の全国各省の状況をみると、附加税額が正税額を「超過しないということとはほとんどなく、たとえば江蘇

省では二六倍を超える所があり、湖北省では八〇余倍にもなり、主従が転倒するという有様⁽³⁾であったという。したがって、山西省における附加税徴収は他省におけるほど劣悪ではなかったと推測される。

なお、表1には田賦正税の実徴率を付していないが、「最近歴年の実収は、およそ八割から九割のあいだである」ということであつた⁽⁴⁾。

田賦納税形態。銀元による納税が基本であつたが、銀両または現物による納税も存在した。一九三四年の省財政庁調査によれば、銀両による納税が行なわれている県のうちで一畝あたり銀兩納税額が最も高い県は翼城・新絳などであり(一畝あたり一錢五分以上)、最も低い県は右玉であつた(同九厘四毫三糸)。銀元による納税が行なわれている県で一畝あたり納税量が最も高い県は臨汾であり(同三角二厘)、土地のやせた聞喜・山陰は低かつた(同一分)。苛嵐では現物による納税が行なわれていたが(同四升)、他の地方にはあまりみられなかつた⁽⁵⁾。こうした様相は山西農村経済の閉鎖性の一端を示すものであり、財政整理事業の底辺農村への浸透が容易でなかつたことを推測させるものである。

次に、綏遠省の田賦徴収について述べよう。

同省の主産物は畜産物・石炭などであつて、穀物生産の比重は低かつた。したがつて、田賦収入も他の農業省と比べて利かつた。民国二三・二四年度歳入概算中に占める田賦の比率は約二割であつた。⁽⁶⁾

同省の田賦正税は、①地丁、②租課の二種からなつていたが、当時における徴収構成は不詳。⁽⁷⁾表2によれば、民国二二年度名目徴収額は五六万〇四一二元、実徴額は三六万八一七元、実徴率は約六五パーセントであつた。徴収成績は山西省と比べてよくないが、これは省政權の財政基盤の脆弱性を示しているといえよう。附加税は山西省よりも重く、省全体では正税実徴額に対して約二三倍であつた。

(2) 苛捐雑税徴収概況

苛捐雑税徴収上の問題は、二点に分けて考えられると思う。第一点は、驚くべき多種多様な徴税項目の存在である。第二点は、徴税にあつたての人間の問題、すなわち民の怨嗟の的となつた官吏による不正行為の蔓延である(これは田賦徴収においても同様であつた)。無論、これらの問題は晋綏両省に特殊な現象であつたわけでは

なく、当時の中国社会に普遍的な悪弊であつた。したがつて、他地域におけるよりクリアな事例を引いて問題を説明することも可能であろう。しかし本節では、できるだけ晋綏両省の材料に則して考えてみたい。

第一点。民国二一(一九三二)年度に徴収され、苛捐雑税廃止の掛け声の中で民国二三年度について徴収が廃止された山西省の苛捐雑税項目は次の通りであつた(以下「……」でくくられた税項目は中国語原語)。「商民攤款」(商人への強制割当金)、「商富民攤款」(同前)、「出境糧捐」(穀物移出税)、「隨糧帶徵」(穀物運輸税)、「隨糧徴収捐」(同前)、「地方捐」(地方税)、「按閭攤款」(閭毎の強制割当金)、「按村閭鄰攤款」(村・閭・鄰毎の強制割当金)、「按戸攤款」(戸毎の強制割当金)、「警捐」(警察税)、「各村防務攤款」(各村治安維持に対する強制割当金)、「質店捐」(質屋税)、「牧畜捐」(牧畜税)、「修路捐」(道路建設税)、「花捐」(花柳界に対する營業税)、「羊捐」(羊税)、「車捐」(車輛税)、「串票捐」(不詳)。「串票」は納税領収証の意、「煤捐」(石炭税)、「泥木鉄捐」(不詳)。「泥」は「水泥」(セメントの意か?)、「炭秤等捐」(不詳)、「馱騾捐」(ラバによる運輸業者に対す

表3 山西省浮山県政府収入——民国22 (1933)

年度——		[単位：元]	
項 目	年徴収額	項 目	年徴収額
田賦附加差徭	576	婚帖捐	489
田賦附加學款	1,344	婚帖附加	606
田賦附加区款	3,842	麻糝捐	70
田賦附加地方各款	4,418	油 捐	100
留県二盃斗捐	1,483	房産租	112
牲畜捐	2,049	廟産租	165
煤 捐	121	地 租	268
舖 捐	635	草契紙価	418
公益捐	1,118	田房公証費	779
皮毛捐	140	契約罰金	437
羊 捐	2,680	串票捐	28
大戲捐	496	建設局収益	55
影戲捐	101	商民攤款	3,193
出境糧捐	1,450	各村学校攤款	547
過境猪捐	16		
合 計		27,736	

(出所) 『浮山県志』巻15, 財政(中国方志叢書, 華北地方416, 380—383頁。

(備考) 原数字の1元未満の端数は四捨五入した。また捐税収入でない「捐款生息」83元は省略した。

表4 綏遠省にて1934年8—12月の期間徴収免除された省級苛捐雜稅項目 [単位：元]

項 目	年徴収額
公債加徴斗捐	50,349
船筏護送費	40,007
兼草船照費	30,105
駄 捐	21,060
煤炭捐	18,129
公債加徴煤炭捐	11,979
猪毛鬃捐	10,054
蜈蚣壩路工車駄捐	8,240
油 捐	8,142
口北蒙塩食戸捐	7,005
貨僱捐	6,011
船筏護送附徴弁公費	5,166
苗圃經費	3,050
合 計	219,297

(出所) 財政部財政年鑑編纂処編『財政年鑑』商務印書館, 1935年, 2351—2352頁。

る税?)、「騾櫃捐」(同前?)、「絨毛行捐」(不詳。「絨毛」は絨毛の意)、「過割費」(名義書替料)、「契稅附加」(土地家屋の取引に対する登録稅の附加)、「煤稅附加」(石炭稅の附加)、「番屠附加」(屠殺稅の附加)、「羔皮附加」(皮革稅の附加? 「羔皮」はヤギの薄皮の意)、「樹枝交價」(不詳)等々⁽⁸⁾。以上のように、実に雑多な捐稅

が取りたてられており、語句からだけでは内容の判らないものも少なくない。

いま列記したのは同省全体の苛捐雜稅項目概況であるが、別に県級の事例として浮山県政府収入統計(表3)を紹介したい。同表稅項中にも苛捐雜稅として右に列記されたものが少なからず含まれていた点を確認しておきたい。

以上の現実は綏遠省においても同様であった。表4は、民国二三(一九三四)年八—十二月の期間について徴収が廃止された省級苛捐雜稅項目である。同表からも「公債加徴斗捐」(不詳)、「船筏護送費」(船筏に

表5 綏遠省四県における苛捐雑税徴収停止項目——民国
23 (1934) 年度——

(単位:元)

県名	徴収停止税項目	金額	県名	徴収停止税項目	金額
歸綏県	磚瓦石灰密捐	200	清水河県	戲捐	50
	婚書費	816		磁密捐	75
	財政經費	1,700		甘草捐	10
	田房牙紀費	555		銀炉捐	10
	鼓轎捐	455		渡口捐	50
	茶館館捐	3,000		婚帖售價	800
	計	6,726	商船捐	110	
興和県	地畝攤款	8,500	草契費	150	
	攤販捐	140	計	1,255	
	炭車捐	160	集寧県	地方牲畜附加捐	1,000
	鼓樂經轎捐	200		禁煙特捐	1,200
	田賦附捐	20,000		藥膏捐	600
計	29,000	猪羊腸附加捐		200	
			田賦附加補助捐	3,500	
			計	6,500	

(出所) 財政部財政年鑑編纂処編『財政年鑑』
商務印書館, 1935年, 2352—2353頁。

(註) 徴収停止実行月は朔辰縣「茶館館捐」が1935年1月である他はすべて1934年9月ないし10月。

対する通行料?）、、「駄捐」（役畜利用の運送業者に対する税）、、「煤

炭捐」（石炭税）、「公債加徴煤炭捐」（不詳）、「猪毛鬃捐」（豚の剛毛税）等々、種々雑多な名目の苛捐雑税の存在が知られる。県級においてもこうした傾向の存在したことが、同省内四県において廃止された苛捐雑税リストを示した表5から知られる。

なお、表3によれば、四種類の田賦附加額が県収入全体に占める比率は三六・七パーセントときわめて高かった。表5の興和・集寧両県でも、田賦附加額は他の税項よりもずっと大きかった。このことは、田賦附加税問題が財政整理事業における主要課題であったことを意味していると思われる。

第二点。徴税上の不正行為について。

まず山西省について象徴的事例を示すと、省内各県の財政事情を調査して一九三四年春に戻ってきた委員たちの発言をまとめた次のような材料がある。「全省各県財政経過につき今回調査したところでは、弊害のない県はないという状態であることが判明した。山西省南部では、翼城・曲沃・晋城・陽城・垣曲は最近客軍を迎えたため徴税がはなはだしく、不正収奪の程度もとりわけ深かった。このほか各県の村財政をみると、村長による不正の

ために時として紛糾が發生した⁽⁹⁾。ここで、「客軍による徵発」に關連した「不正収奪」は官吏による不正行為そのものばかりか、雑多無軌道な苛捐雜稅徵收をも指していると思われれる。

右記の引用よりも更にクリアな材料がある。三四年四月、晋綏財政整理処が制定した「徵收人員舞弊懲罰條例」⁽¹⁰⁾がそれである。同條例は徵稅職員による不正行為を具体的に規定し、不正取得金額ごとに料科・刑罰を定めたものである。同條例の規定する「不正行為」は次の通り。①捐稅の徵收にあたり、多く徵收し少なく報告する者、②税金を徵收し、釣錢を支払うさいに補助貨幣による換算を公定相場によって実行せず、中間搾取をしようとする者、③小額紙幣をくすねる者、④いかげんな事項を記入する者、⑤罰金を隠匿する者、⑥商人から賄賂を受けとる者、⑦その他の方法で税金を着服する者。以上の規定から官吏（特に末端官吏）による各種各様の汚職の一端が手にとるようになって興味深い。

綏遠省については、一九三二年一二月、省政府主席傅作義が省内各県に田賦整頓のために発した指示がある。指示は田賦徵收があまりに不平等であること、官吏の腐

敗が影響していることについて、次のように述べている。「はなはだしきは、官吏の身分にありながら耕作する田畑について田賦を納付しない者が多い。悪習は伝染し、各県に普通の風潮となつてゐる。県長の職にある者は、富戸・官吏を手厚く保護したり、やりたい放題を許したりして、まじめに納稅の催促をしようとしぬ。そこで、貧民の負担は加重し、生計は逼迫してゐる」。そこで、指示は県財政局に対して、田賦徵收にあたっては「官吏・富戸の別なく一律に規則にしたがいまじめに催促する」ように命じた。⁽¹¹⁾

以上のように、捐稅項目がかぎりなく雑多であつたなら、徵稅方法はさまざまに無軌道であつた。そこには、法による支配も近代的官僚主義もまるで入りこむ余地はなく、悪しき人治主義のみが横行したのである。

二 山西省における財政整理事業

(1) 山西省政建設十年計画における財政整理
一九三〇年代中国における財政整理は、三四年五月の第二次全国財政會議を出发点とするといわれる。同會議

で採択された「整理地方財政案」と題する決議が田賦附加の軽減、苛捐雑税の廃止等に対する方針を提起していたからである。⁽¹²⁾山西省においても、この会議は財政整理事業への刺激となった。しかし、同省の場合は、三三年一月に開始した山西省政建設十年計画が起点になっているように思われる。同計画の『計画案』は「整頓財政」の項目において、税務の整頓、財務行政組織の統一、預算決算の励行とあわせて次のように述べていた。「田賦整理と土地整理とは同時に並進させる。責任機関は〔晋綏〕財政整理処および〔省政府〕財政庁となす」⁽¹³⁾。すなわち、国民政府財政部の存在など眼中になく、独自に財政整理を推進しようとしていたのである。

なお、「整頓財政」項目には末尾に「整頓財政專案」を附すと記されていたが、筆者は「專案」の存在を知らない。これがあれば、更につっこんで山西省における財政整理事業の内実を検討することが可能ではないかと思う。⁽¹⁴⁾

(2) 田賦整理をめぐる

田賦整理を実行するための基礎過程として農地面積の算定作業がある。当時、算定方法には「陳報」(申告)

と「清丈」(測量)とがあったが、国民政府においても⁽¹⁵⁾、山西省政府においても申告が採られた。

この点にかんして山西省の方針を示す好個の材料が、三三年七月、「晋綏整理賦税委員長」孫群が行なった談話である。孫は田賦整理をめぐる次のように述べた。⁽¹⁶⁾

a、現在一般の財政家は田賦整理について「清丈」を主張するが、自分はこれに反対であって「登記」を主張する。「清丈」に反対する根拠は、この作業には時間がかかり(三年は必要)、人員が要り(全省で一〇五〇人は必要)、金が要る(一二六万八〇〇〇元は必要)からである。

b、登記方法。①各村に「田地登記委員会」を設立する。構成員は村長・「聡明な紳士」・学校教員・中学や大学の卒業生など。戸数三〇〇戸、農地三〇〇〇畝以上の村に設立する。②初めの一カ月は登記のための公告期間とし、登記の利益・方法を宣伝する。③登記期間間は三カ月。委員会は人民の提出した「田地契摺」(土地証書)を審査して、各村毎に「田地登記清冊」を作成する。④区登記委員会は村登記清冊の稿本を審査する。⑤それを県に送付して、県登記清冊を作成。

表6 山西・綏遠両省苛捐雜稅廢止・田賦附加稅輕減報告

省名 / 項目	1934.7~12 原報款額(元)	1935.1~8 統報款額(元)	合計款額 (元)	捐稅種類數 (件)
山西省 { 苛捐雜稅廢止 田賦附加輕減	6,450,855	488,982	6,939,837	38
綏遠省 { 苛捐雜稅廢止 田賦附加輕減	241,383	704,119	945,502	54
	23,500	23,693	47,193	4
合計	6,715,738	1,216,794	7,932,532	96

(出所) 申報年鑑社編刊『申報年鑑』(民國25年), G.92頁。
 (備考) なお, (a) 1934.7~12時期の綏遠省苛捐雜稅廢止額, (b) 1935.1~8時期の山西省苛捐雜稅廢止額については次のような統計がある。

項目	(a)		(b)	
社会的利益を妨害	40件	106,969元	33件	460,782元
中央稅源を妨害	2	15,134	1	17,860
重複する租稅	3	11,254	2	7,520
交通を妨害	7	68,198	1	2,820
他地域の課稅を妨害	2	63,328	—	—
合計	54	264,883	37	488,982

(出所) 中央統計処編「二年來廢除苛雜之統計」, 『社会經濟月報』3卷9期, 社会經濟調査所(上海), 1936年9月, 71-72頁。

④最後に省登記清冊を作成する。
 c、登記完了後、政府は人民に「田地所有權狀」を交

付する。同狀は役所による農地所有權の証明であり、農地価値額・納稅額等が記入されている。人民はこれにもとづいて県政府に田賦を完納する。

以上から明らかのように、この方法は安価であったかもしれない。しかし、それは地主層による農地隠しやその他虚偽申告を防ぐことを困難ならしめたと思われる。

孫群談話から二年後、田賦整理のための農地算定作業が第一歩を踏みだした。第二次全国財政會議に出席した省財政庁長、王平が、三五年三月、田賦整理方策を太原經濟建設委員會に提出したのである。方策の要旨は次の通り。⁽¹⁷⁾ ④省政建設十年計画案にもとづいて土地登記をする。⑤「総理の主義」(三民主義)にもとづいて地主による「自行報價」(地価の自己申告)を行なわせる。⁽¹⁸⁾

こうして農地面積算定作業が遅ればせながら開始されたが、元來、田賦整理の主たる目的は附加稅の輕減にあった。しかし、田賦正稅徵收の基準たる農地面積算定作業さえも重大な問題をはらんでいたわけだから、附加稅問題は推して知るべしである。全国の主要な省において田賦附加輕減・苛捐雜稅廢止がたとえ形式的にもせよ報告された一九三四年七月―三五年八月の期間、山西省で

は一元の附加税軽減も報告されなかったという(表6参照)。その後の動向についての記録を筆者は知らない。

三六年に入ると、共産軍の山西東征や日本軍の綏遠侵攻に対する軍事作戦のため省財政は急激に悪化した。¹⁹⁾ 筆者の調べたかぎりでは、三六年に入って省政權が租税軽減を行なったことを示す材料はない。結局、財政整理の要たる田賦附加軽減は日中戦争開始以前の山西省では一度も行なわれなかったと考えられるのである。

しかし、徴収の実をあげるための法令的整備にはそれなりに努力した形跡がみえる。当時省政府によって公布された田賦関連条例には次のようなものがある。①「重訂各県田賦滞納処分規則」(一九三〇年八月八日公布)、②「催收各県田賦民欠弁法」(三四年一〇月二〇日公布)、③「田賦滞納処分規則」(三五年五月公布)。

④は①の改訂版と思われる。①は②にくらべて処罰内容は厳しく、処罰規定は不明瞭であった。①の規定によれば、罰金は初回においては滞納田賦額の半額を超えないこと、処罰をうけても完納しない場合は前回の二倍の罰金を科せられること、それでも完納しない場合は土地を処分させられること、とされた。こうした規定は②に

はない。このことは、財政整理事業が全国的に推進されるなかで、省政權が一定程度の穩健路線を採ることを強いられたということを意味するといえようか。

⑤は全文一〇カ条。まず「災害を根拠とするのでなければ納税延期は不可能」と完納を訴える。徴収は年二回で、上半年は一月一日―五月三〇日の期間とされ、決算は六月三〇日。下半年は七月一日―十一月三〇日、決算は二月三十一日。罰金額は滞納期間に応じて定められたが、罰金最高額は田賦正税額の三割を超えないこととした。罰金使途についていうと、三割は省地方臨時収入、三割は県財政局、四割は県地方留保分とされた。この点、罰金使途について県政府と県財政局とで折半する点とした①とは異なる。

⑥は田賦滞納催促のための条例である。財政庁から県にむけて催促のための委員を派遣すること、委員は県長と協力して催促活動に責任を負うこと、催促のための活動期間は三カ月とすること、等々を規定していた。

では、以上のような法令的整備はどれほど実効をあげたであろうか。断定的なことは言えないが、筆者は悲観的な推測をしている。さきに、三四年四月に晋綏財政

整理処により公布された「徴収人員舞弊懲罰条例」を引いたが、こうした法令は法律や諸規則がまっとうに運用されていなかった現実を証言していると考えられるからである。

(3) 苛捐雑税整理をめぐって

田賦附加が農村部に居住する地主・農民層に対する公権力の収奪であったとすれば、苛捐雑税は主要には都市部の商人・小生産者に対する公権力の収奪であった。これまで山西省関係資料に接したかぎりでは、田賦附加に対する農村部からの抗議の動きを筆者は知らない。他方、都市部からの苛捐雑税に対する対応については次の記録を得た。三二年一〇月、山西省商(団)聯(合会)代表大会が採択した決議がそれである。決議は、商業界の破産状況を救済するため、省政府に対して營業税の減免を訴えかけたという。

こうした民間サイドの動きに対して省政権はどのような動いたか。苛捐雑税をめぐる省政権の「改革案」としては、『山西政治及經濟十年建設計画案』所収「財政計画案」がおそらく最初のものであったと思われる。三二年六月に山西省政設計委員会の審査を通過した同「計画

案」は省政建設十年計画のための原案であった。その一部をなす「財政計画案」は苛捐雑税問題をめぐっては次のような草案を含んでいた。

(1) 旧税整理関係では、①「營業税分年弁法」、②「畜税・屠宰税・斗捐・煤捐・出産税分年弁法」(家畜税・屠殺税・穀物計量税・石炭税・特産物移出税についての分年弁法)、③「斗牙税分年弁法」(仲買人計量税分年弁法)、④「畜牙税分年弁法」(家畜仲買税分年弁法)、⑤「田房契税申明实行旧章弁法」(土地家尾売買契約税の旧規約実行弁法)。以上の各旧税を一〇カ年で整理することとし、各年度毎の手續を大まかに示した。

(2) 新税導入計画としては、①「土地及土地改良物税」、②「奢侈品税」、③「娛樂税」(娛樂品・娛樂設備・娛樂組織に対する税)、④「房租税」(家屋賃貸税)、⑤「特殊收益税」(投機事業所得に対する税)、⑥「自用車税」(家用車輛税)。各税について採用時期、趣旨を述べていた。

(1)では、右記各税についてその徴税原則、徴税制度が明示され、漏税防止が強調された。なるほど「旧税整理」は掲げられていたが、その意図は徴収の厳密化であ

った。「額外浮収」(正規税額以外の余分な徴税)の禁止は掲げられていたが、旧税の減税をきっぱりと主張したわけではなかった。

(四)によると、①は土地整理後第六年度から、②③は第四年度から徴収を始める⁽²⁴⁾と定められた。④⑤⑥は第四年度から着手し、いずれ徴税のための条例を個々に制定すると定められた。ところが、(四)ではこれら「新税」の内容が不明瞭——とくに②と⑤——であり、「新税」導入が税制改革として位置づけられていたようには思われな⁽²⁵⁾い。「新税」の性格が旧来の雑税のそれといかなる相違をもっていたかという点が明示されては⁽²⁶⁾い⁽²⁷⁾なかつたからである。

したがって、以上の原案をみるかぎりでは山西省における苛捐雑税整理への道は険しかったと思われる。

その後の実際の過程はどうであったか。管見のかぎりでは、商人層の要請に沿って省政府が具体的な第一歩を踏みだしたのは、三四年秋以降であったようである。⁽²⁸⁾同年九月、省财政厅は五品目につき「牙税」(問屋・仲買業者に対する課税)廃止を指示した。これは同省における牙税廃止の端緒となった。対象品目は核桃仁(くるみ

の実)、牛羊骨角(牛・羊の骨・角)、猪羊小腸(ブタ・羊の腸)、蛋青蛋黄(鶏やアヒルの卵)等であった。続いて、财政厅は野菜・果物等三五品目の牙税処置についての件を閩錫山に具申した。その結果、三一品目の牙税廃止が決定された。太原市についてみると、当時七〇余种の牙税が横行していたというから、このうちの半数余の廃止は同市の商況回復にとって若干の刺激となったかもしれない。ただし、牙税の省租税収入に占める比率は⁽²⁹⁾民国二三年度についてみると、約六パーセントにすぎなかつた。だから牙税廃止は省財政全体からみると、経済的効果よりも政治的効果をねらったものかもしれない。他の苛捐雑税項目に⁽³⁰⁾かんする個別対策については明らかに⁽³¹⁾なく、今後の課題としたい。

当時の山西省における苛捐雑税廃止成績について。数値を異にするデータが三種ある。①『申報年鑑』(民国二五年)所載の統計(表6参照)。廃止された苛捐雑税額は一九三四年七月—二月では六四五万〇八五元、三五年一月—八月では四八万八八二元、計六九三万九八三七元、税項目三八種。②中央統計処が発表した統計。⁽³²⁾三四年七月—二月では四五万〇八五元、六種、三五年一

一八月では四八万八九八二元、三七種、計九三万九八三七元、四三種。①『財政年鑑』所載の統計⁽²⁸⁾。民国二一年度の地方税款実徴額から民国二三年度の地方税款の整理Ⅱ審査後の決定額を引いた数字、六四五万〇八五五元を苛捐雑税廢止額とした。

以上のうち①と②との差は小さいが、③は他と極端にかけ離れた統計である。①は民間出版社の刊行物であり、資料出所を明示してはいないが、当時公表された官庁統計を資料源にしたと考えられる。他の二種はれっきとした官庁統計である。したがって資料源からは優劣を論じられないだろう。これほど顕著な数値の差異は、苛捐雑税の算定方法に混乱や問題があったこと、作業中に脱漏が生じたこと等を窺わせる。右記の①だけが算定方法を示しているが、別の資料も同様の算定方法によってほぼ同額の数値を記載している。⁽²⁹⁾それによると、「審訂県地方預算委員会」(後述)に対して民国二三(一九三四)年度について一〇五県が提出した県預算の概算書歳出合計は四二二万七七七五元であった。同委員会は審査によってこの額を三八七万三九五六元に減額させた。ところ、民国二一年度の県地方の實際支出総額は一〇三五万

二六五四元であったから六四七万八六九八元前前年度に對して支出カットになるはずである、という論理なのである。これは、歳入構造を具体的に分析することを通じて苛捐雑税問題を解決しようという態度ではない。歳出さえ切りつめてしまえば歳入はこれに見合つて少なくともはずだという、気楽な発想ではないだろうか。既引の威勢のよい「成果」が現実の財政整理事業をカムフラージュするための宣伝ではなかったかと、筆者は疑っている。

(4) 県地方預算制度の改革をめぐる

田賦附加も苛捐雑税も省・県兩級政府の徴収するところであったから、財政整理事業は地方財政全体にかかわる問題であった。ところが、省政府は自らにかかわる部分の解決を回避して、県財政の乱脈振りの方を、財政整理にとつての障害としてヨリ重大視しようである。一九三〇年代の山西省政府は国民政府主計処の指導にたいして毎年度省預算の概算を立てるだけでお茶を濁していたにもかかわらず、である。財政整理をめぐる省の県に對する指導においては、県預算制度改革が重要問題となつたので、この側面を以下にみてみたい。⁽³⁰⁾

三三年一〇月、県村財政關係の条例案が省政府委員會會議に提出され、決議をへて省政府村政処にまわされた。それは、①「清查各県地方財政弁法」、②「監督県地方財政弁法」、③「審訂県地方預算弁法」の三種であった。省政府財政庁はこれらの弁法に則って、同年一一月、实地調査のため委員を省内一〇五県に派遣した。委員の任務は、④以前の積弊の調査、⑤将来編成する預算にかんする意見の具申、の二点であった。調査は「三カ月」すなわち三四年二月までかかった。

三四年三月、省財政庁に「審訂県地方預算委員會」が設立された。財政庁長王平が委員長に就任した。王平は五月下旬の第二次全国財政會議から戻ると各県地方預算の審査を行ない、七月一日から実行されるように決定公布した。同委員會による預算審査は九月までには完了した。審査によって、県政府の實際の支出金額が概算書の歳出規模と一致しないことが多いという事実が判明したが、同年七月一日に始まる民国二三年度預算編成にあたっては、同委員會は各県に一二カ条の注意事項を与えた。それは、地方概算の作成にあたっては歳入・歳入の二部門に分けること、各部門は經常門・臨時門に

分けること等々、あまりにも基本的な注意事項であった。以上、三三年秋から一年間の動向を略述した。県地方預算制度の改革という名が苛捐雜税の廃止という実をともなったか否かは明らかではない。しかし、この改革の営みが県政府を省の下に堅固に掌握しようという意図をもって省政府により行なわれたことは、十分にみてとることができる。

三 綏遠省における財政整理事業

(1) 田賦整理をめぐって

管見のかぎりでは、三二年一二月に省政府主席名義で、三三年三月に省政府財政庁名義でそれぞれ田賦整頓の指示が発せられている。⁽³⁾しかし、指示を契機に具体的な対策がとられたわけではなく、指示自体も効力をもたなかったものと思われる。

省政府が混乱をきわめた田賦徴収を解決するため「整理糧賦処」設立を定めたのは、三六年二月であった。省政府は同処活動要領を次のように定めた。①逃亡農戸・家族の跡絶えてしまった農戸の耕地に新たに農戸をまねいて小作させる、②未徴収分の田賦はきびしく取りたて

る、③田賦台帳をつくる、④土地所有台帳に記載された名儀を実際にあわせて書替える。⁽³²⁾ こうして田賦整理にむけての第一歩が踏みだされたわけであるが、その後の経過は明らかではない。筆者は、綏遠抗戦から日中戦争へと続く激動が財政整理の課題を遙か遠くに押しやったと推測する。

参考までに綏遠省の田賦附加軽減成績を示すと、一九三四年七月—三五年八月間に四種、四万七一九三元が軽減されたという⁽³³⁾(表6参照)。前年度に同省で徴収された田賦附加税のわずか五・五パーセントが軽減されたにすぎなかった(表2参照)。

(2) 苛捐雑税整理をめぐる

苛捐雑税廃止のための民間サイドの動きとしては、一九三四年八月、綏遠市で苛捐雑税廃除促進会が組織されたという記録がある。⁽³⁴⁾ 残念ながらその組織経過、方針、構成団体等は不明であるが、山西省同様都市商人層が主体であったのではないか。

これに対応する省権力側による苛捐雑税廃止経過もほとんど明らかではない。三四年八月—一二月の期間に廃止された省級苛捐雑税項目の一端については、すでに本稿

一において示した。

綏遠省の苛捐雑税廃止成績については次のデータがある。①『申報年鑑』(民国二五年)所載の統計(表6参照)。三四年七月—二月では二四万一三八三元、三五年一月—八月では七〇万四一九元、計九四万五五〇二元、税項目五四種。②中央統計処が発表した統計。三四年七月—二月では二六万四八八三元、五四種、三五年一月—八月では七〇万四一九元(税項目数不詳)、計九六万九〇〇二元。③『財政年鑑』所載の統計(表4参照)。三四年八月—二月の期間の免除税額二万九二九七元、一三種。以上、三者間の数値に大差はないが、資料としての優劣を判定することは目下のところ困難である。いずれの算定方法も明らかではない。

(3) 県地方預算制度の改革その他をめぐる

綏遠省政府は三三年一月二—八日の期間、県財政の整理を目的として省財政会議を開催した。同会議の決定事項は明らかではないが、新聞の伝えるところによれば、綏遠省財政庁長蘇体仁から次のような提起があった。内容は財政整理のための根本原則ともいふべきものであった。

① 県財政は中央政府の規定する弁法に則り、收支各款はすべて県財政局により統一的に処理されなければならない。② 民国二一年度分より各県の地方收支においては、預算書・計算書を区別して作成送付することとし、省政府の審査をへて施行されなければならない。③ 前項の預算・計算が審査されたのちには、いかなる必要性が生じても、省政府の批准をへずして一文の負担増も実施してはならない。④ 税收の名目が繁雜で税率が苛酷である県については、省财政厅が整理・統一のための意見を提出し、改定にそなえなければならない。

会議の三日目、蘇体仁から次の四件の財政問題をめぐる解決策についての提言があった。① 各県の保衛團費徴収にかんする件（経費徴収にあたって一律の規定を設け、県地方預算に組みこむ。県財政局の管理下に置き、收支の統一的管理を実行する）。② 県政府各機關の累積赤字を清算する件。③ 各県における強制割当金徴収方法の規定にかんする件（割当弁法についての規定を設け、一律に県財政局が徴収・支給するようにする）。④ 附加税の名称を統一化する件。

蘇体仁による以上の諸提案は、県地方財政をめぐる制

度・規則面の整備がまったく立ち遅れていたこと、県政府が依然として財政的には省や中央政府から相対的自立をもった地方権力として存続していたことを示している。

しかし、同財政会議で意図されたものはその後二年たってもなんら解決されなかったように思われる。三五年三月、省财政厅は六項目からなる「人民負担を軽減するための標準」を公布した。⁽³⁸⁾ その第一、第二項は次のように言わねばならなかった。① 各県地方の強制割当金を徴収するさいの不平等をなくすため、各地の状況を考慮して公平な方法を定める。② 県地方預算を調査して、規模を縮小する。

これら二項は、省による県の掌握が依然としてさしたる実効をもたなかったことを物語っている。更にいえば、それは省政府が財政整理事業全般について、その問題解決能力をもたなかったことにつながっているのである。

おわりに

危機の状況に直面した晋綏政權におけるその問題解決能力の内実はどうであったか。この点を考察するための一視角として財政整理事業の現実を検討すると、初めに

筆者は述べた。ところが、資料面での隘路が甚しいこともあり、所期の通りの実証的検討をすすめることが叶わなかった。多くの不明朗な論点が今後の課題として残された。以上のことを確認した上でささやかなまとめをしておきたい。

① 中央政府の提唱や晋綏政権自体の計画があつたにもかかわらず、晋綏両省の田賦整理はほとんど実行されなかつた。② 苛捐雜税整理は廢止成績にかんする統計よりみて、若干の成果があつたように思われる。③ 県地方預算制度運用の側面から省政権の県への指導_{||}掌握力をみると、省は県財政をほとんど掌握できなかつたのではないかと考えられる。④ したがって、自己にとつて最も肝心な内政課題である財政整理事業にかんして、晋綏政権は問題解決能力をもたなかつたと解釈されるのである。つまり、晋綏政権の地方割拠支配は外からのインパクトに耐えるだけの強靱さをすでに内側にもたなかつたのである。

むろん、晋綏政権のかかえる内的な強さ、あるいは弱さの検討は財政面の分析だけで終わるわけではない。稿を改めて、今後は金融政策、産業開発政策の側面から課

題に迫っていききたい。⁽⁴⁰⁾

(1) 一九三五年一月、国民党第五回全国代表大会に提出された「地方財政整理簡要報告」と題する説明書の一部。小林幾次郎『支那財政經濟論』、叢文閣書店、一九三八年、二八三頁。

(2) 財政部財政年鑑編纂処編『財政年鑑』、商務印書館、一九三五年、二〇八八頁。これらの数字は同書中で現在のものとして引用されており、この前後をみると民國二二年度の資料が最新のものであつた。そこで、同年度にかんする数字と推定した。

なお、一九三〇年代中頃(年度は不詳)の山西省田賦については韓玉書による次のような分析もある。

地	丁	六、五七一、八十九・九元
租	課	七四、四二四・三三元
米	豆	二八一、八〇三・四元
正税合計		六、九二八、〇四七・六二元
省県附加		一、一四二、九二五・二元
正附合計		八、〇八〇、九七二・八二元

(韓玉書「山西田賦之現状及整理之方案」、汗血月刊社編『田賦問題研究』下冊、汗血書店、一九三六年、二三八頁)。

(3) 孫曉村編「苛捐雜税報告」、章有義編『中国近代農業史資料』第三輯、三聯書店、一九五七年、一六一—一七頁、原載「農村復興委員会會報」一二号、一九三四年五月。

(4) 『財政年鑑』、二〇八八頁。

- (5) 「晋省人口田賦調根」、「地政月刊」二卷一期、一九三四年一月、九頁、原載『新隴日報』、一九三四年一月二三日。
- (6) 國民政府主計処歲計局編刊『歲計年鑑』第四集、一九三七年、五章一四二—一四三頁。
- (7) 『財政年鑑』、二—一三頁。
- (8) 同右、二三四—二三四六頁。
- (9) 「晋財政処頒佈懲罰條例」、「中行月刊」八卷四期、一九三四年四月、九—一九二頁。
- (10) 同右、九二頁。
- (11) 『天津大公報』(以下、大公報)、一九三二年一月二二日。
- (12) 「財政會議提案・整理地方財政案」、「大公報」、一九三四年五月二五、二六、二八、二九日。
- (13) 『山西省政十年建設計画案』、一二頁、邦訳『山西省政建設十年計画』、日滿實業協會、一九三五年、二五頁。
- (14) 『計画案』のためのタタキ台として、三二年五月二三日に山西省政計委員會に提出され六月一〇日に審査を終了した『山西政治及經濟十年建設計画案』(省政設計案第一審査會議決、一九三二年六月印刷)がある。同案は二〇種類計画草案からなる莫大な文書であるが、そのひとつに「財政計画案」がある。「整頓財政專案」がみられぬ現在、この「計画案」が「專案」の構造と特徴とを窺うための手懸りであろう。
- (15) 註12の「整理地方財政案」を参照。
- (16) 「各省田賦鳥瞰・山西晋綏整理田賦」、「中行月刊」七卷一期、一九三三年七月、六八—六九頁。なお、孫がチーフとなった「晋綏整理賦稅委員會」は、その機能からみて註12であれた「財政計画案」中にみえる「省田賦整理委員會」と同一と思われる。
- (17) 『大公報』、一九三五年三月二二日。
- (18) 孫文はかつて「民生主義」において、「地価は地主自身が定めなければならない」と述べたことがある(『孫中山選集』下巻、中華書局香港分局、一九五六年、七九九頁)。なお、保志恂「中国国民党の土地政策」、山本秀夫・野間清編『中国農村革命の展開』、アジア經濟研究所、一九七二年、三三八頁参照。
- (19) 前記拙稿にて詳論の予定である。
- (20) 『山西省単行法規彙編』(民國二四年輯)、一九三六年、三八—三三八二頁。
- (21) 同右書、四六九—四七〇頁。
- (22) 『大公報』、一九三五年五月二二日。
- (23) 『大公報』、一九三二年一月一五日。
- (24) 註14参照。
- (25) 「晋決分期廢除牙稅」、「中行月刊」九卷四期、一九三四年一月、七八頁。
- (26) 山西省政府秘書処編刊『山西省統計年鑑』(民國二三三年份)、二八六—三〇〇頁。

- (27) 「二年来廢除苛雜之統計」、『社会經濟月報』三卷九期、社会經濟調査所(上海)、一九三六年九月、七〇頁。
- (28) 『財政年鑑』、二三四—二三四六頁。
- (29) 「晋省審訂各県預算決定廢除各項苛雜」、『中行月刊』九卷三期、一九三四年九月、六五頁。
- (30) 同右、六四—六六頁。
- (31) 『大公報』、一九三二年一月二二日、『大公報』、一九三三年三月九日。
- (32) 『大公報』、一九三六年二月一三日。
- (33) 前掲「二年来廢除苛雜之統計」所載の緩遺省苛捐雜稅廢止統計も表6と同じである。
- (34) 『大公報』、一九三四年八月九日。
- (35) 「二年来廢除苛雜之統計」、七一、七二頁。
- (36) 『大公報』、一九三三年一月一〇日。
- (37) 『大公報』、一九三三年一月一日。
- (38) 『大公報』、一九三五年三月二四日。
- (39) この点については次の事実を添えて推論を補強してお

きたい。すなわち、省政府は県に対して当時地方交付金を支給していたのである。その詳細は不明であるが、民国二四(一九三五年)年度についてみると、山西省では省内一〇五県に対して総額九三万九一九三元、一県あたり平均八九四五元支給された。緩遺省では一六県、二区に対して総額一三万九九二〇元、一県あたり八一四五元、区に対しては四八〇〇元支給されたという(楊汝梅『國民政府財政概況論』、中華書局、一九三八年、三六三頁)。地方交付金の存在は省による苛捐雜稅整理事業の若干の成果を反映しているのではないか。交付金は苛捐雜稅廢止による県財政減収分を補填する側面をもっていたと解釈されるからである。

(40) 産業開發政策をめぐるては、以下の研究ノートによって若干の問題点を提出したので参照されたい。拙稿「閩錫山政權と一九三〇年代山西省における經濟變動」(現代中国学会編『現代中国』第五八号、一九八四年四月刊)

(成城大学非常勤講師)